

## 公益財団法人東京コミュニティー財団 倫理規程

本規程は、当財団が事業活動を行っていく上での自主ルールとして、当財団の役職員が遵守すべき事項を定めたものである。役職員は、その社会的使命と割を自覚し、この規程の実践を自らの重要な役割として率先垂範し、財団内への周知徹底と定着に最大限努めるものとする。また、役職員は、この規程理念が具体行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めるものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 当財団は、その設立目的に従い、広く公益実現貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

(社会的信用の維持)

第2条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(法令等の遵守)

第3条 当財団は、関連法令及び定款、その他の規程等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく適正に事業を運営ものとする。

(私的利益の禁止)

第4条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合には直ちにその事実を理事会に報告し、財団が定める所定の手続き従うものとする。

(情報開示)

第6条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図ため、発起人(設立寄付者)、寄付者はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、財団情報を公正に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 当財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮するものとする。

(反社会的勢力への対応)

第8条 当財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、寄附の受領、財団本体及び基金からの助成、法人運営に係る取引その他の一切の関係を有しないこととする。

(研鑽)

第9条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上ため、絶えず自己研鑽に努めるものとする。

附則

本規程の改廃は、理事会決議を経て行う。

本規程は、平成30年4月12日から施行する。